

国立大学法人京都大学教職員懲戒規程

平成 16 年 4 月 1 日

達示第 86 号制定

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成 16 年達示第 70 号。以下「就業規則」という。）第 49 条の規定に基づき及び京都大学教員就業特例規則（平成 16 年達示第 71 号）に定めるもののほか、~~第 9 条の規定に基づき~~国立大学法人京都大学に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の懲戒等に関する事項を定めることを目的とする。

(中略)

(懲戒に相当する量定の認定)

第 15 条 第 2 条から前条までの規定は、就業規則第 48 条の 3 の規定による退職した者又は解雇された者に係る就業規則第 48 条各号の懲戒に相当する量定の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第 2 条第 1 項及び第 3 項</u> <u>第 4 条第 1 項及び第 2 項</u> <u>第 10 条</u> <u>第 13 条</u> <u>第 14 条</u>	懲戒処分	懲戒に相当する量定の認定
<u>第 2 条第 2 項</u>	教員の懲戒処分	教員であった者の懲戒に相当する量定の認定
	その他の職員の懲戒処分	その他の職員であった者の懲戒に相当する量定の認定
<u>第 3 条</u>	懲戒処分	懲戒に相当する量定
	量定	認定
<u>第 3 条第 3 号</u>	規律違反行為を行った教職員の職責	退職し、又は解雇された者の当該規律違反行為を行った当時の職責
<u>第 3 条第 6 号</u>	日頃	在職時
<u>第 4 条第 1 項</u>	所属する教職員に	所属していた教職員が退職し、又は解雇された場合において、その所属期間中に
<u>第 10 条</u> <u>第 13 条</u> <u>第 14 条</u>	懲戒処分書	懲戒に相当する量定の認定書
<u>第 10 条</u> <u>第 13 条</u>	処分理由書	認定理由書
<u>第 12 条</u>	第 7 条から第 10 条までに定めるところに準じて行う	評議会が定める
<u>第 13 条</u> <u>第 14 条</u>	教職員	当該退職し、又は解雇された者

(中略)

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。